

第24回 電力取引監視等委員会

議事録

日時：平成 28 年 3 月 18 日 11：20～11：55

場所：経済産業省 本館 2階 西8 共用会議室

議題

1. 託送供給等約款以外の供給条件の認可について
2. 電力広域的運営推進機関の予算の審査結果について
3. 電力広域的運営推進機関の業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可について

○八田委員長　それでは、ただいまより第24回電力取引監視等委員会の第2部を開催いたします。

本日の議題は、3つございます。早速議事に入らせていただきますが、議題の1つ目、託送供給等約款以外の供給条件の認可申請について、資料3に基づいて都築課長より審査の結果をご報告、お願いします。

○都築ネットワーク事業監視課長　資料3をお開きいただければと思います。東京電力から出されている託送料金算定等の取り扱い、需要側インバランスに係る取り扱い、経過措置約款適用に関する需要家に対する供給停止の取り扱いの3件について、まとめてご説明を申し上げます。いずれの案件も、東京電力が本年4月に分社化を行う方針となっていることに伴いまして、分社化後の東電小売は、他の小売電気事業者同様、東京電力の送配電会社と託送供給契約を締結することになります。これに伴いまして、特例措置が必要になるという内容です。

まず、スマートメーターでございますが、東京電力の場合には、2020年までの計画で順次とりかえていく計画となっているため、優先的にスマートメーターを設置する他の小売電気事業者の需要場所とは異なりまして、東電小売の供給先につきましては、4月時点で

は未設置の箇所が多数存在することとなります。また、従来の料金管理のシステムがございましたけれども、新システムへの移行につきましても、これを直ちに実施するということが難しい事情がございます。このため、昨年末に認可いたしました託送供給等約款をそのまま適用するということが困難な状況でございます。こうした中で、30分ごとの託送供給実績をもとにした料金を算定し、また、需要側インバランスを算定していくためには、代替的な手法を用いて対応することが必要となります。

したがって、今般の全面自由化の中でもこうした事象が起きるということはあらかじめ予定されていたことでございますので、これまでも議論がなされてきたところでございます。今般の特例認可申請のうちの2件につきましては、こうした点を踏まえて申請が提されております。

具体的には、まず、料金算定につきましては、供給地点ごとの30分実績に基づく手法ではなく、従来の料金システムを用いた形で算定するという内容になっております。さらに、2点目でございますが、需要側インバランスの算定に当たっても、エリア全体の実績から東京電力小売以外の者の実績を差し引いて東電小売の実績としまして、計画値との差分でインバランスを算定する手法としております。

次に、3件目の特例事項について説明申し上げます。例えば、現在、電力会社においては、電気の使用者側に料金の不払いがあった場合には供給停止、すなわち、契約の解約ではなくて、料金の支払いがなされるまでの間、電気を止めるというような場合がございます。こうした措置につきましては、本年4月以降の制度の下では、経過措置約款による供給義務をもつ旧一般電気事業者の小売部門、離島供給、最終保障供給の義務をもっております一般送配電事業者のみが可能という仕組みにしております。分社化する東京電力におきましては、規制料金、すなわち、経過措置約款に基づく供給停止につきましては、東電小売が東電の送配電会社をお願いをして実施するという形になります。しかしながら、託送供給等約款ではこうした形での措置を規定していないため、東京電力の一般送配電事業者は、小売会社から供給停止を求められたときの対応が困難な状況になっているということで、特別な措置が必要になるということでございます。いずれの案件も、制度上手当てしておくことも選択肢としてはあったのですが、全ての送配電事業者に共通に適用されるというのではなく、あくまで自主分社する東京電力のみ適用されるものであること、また、最後に申し上げた供給停止につきましては、経過措置約款——特定小売約款ですね——の適用される需要家のみが対象になるということから、特例措置として対応するという

考え方になってございます。

内容の説明は以上です。当委員会としての対応につきましては、1枚資料をめくっていただきまして、資料3—1をごらんになっていただければと思います。経済産業大臣からの意見照会に対して、特例認可について異存なしとして回答することとしたいと考えておりますが、1点申し添えをする形で返してはどうかというご提案でございます。と申し上げますのも、最初に説明申し上げました2件の特例措置、すなわち、料金算定の特例と需要側インバランスの特例の部分ですが、もともとはスマートメーターが段階的に設置されていく途上にあることがこの措置のきっかけになっております。他社に対しては30分値で対応し、自社グループの小売については異なったサービスを提供するという形になっておりまして、イコールフットィングの観点からは早期に解消されることが望ましい状況にあります。このため、資料3—1のただし書きのところ以降のところでございますが、現在の東京電力のスマートメーターの導入計画を踏まえまして、遅くとも東京電力の導入計画で示されている平成32年度までには、当該認可を要する状況が解消されるよう、適切に導入状況のフォローアップを行っていくこと、さらには、スマメだけに着目をすれば、東電だけの問題でもないので、東電以外の9社についても適切にフォローアップがなされるように、経済産業大臣に申し入れをする形としてはどうかのご提案でございます。

審議のほどよろしく願いいたします。

○八田委員長　ありがとうございました。それでは、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。どうぞ、林委員。

○林委員　ありがとうございました。この資料3—1にありますけれども、遅くとも平成32年度までということで、しっかり対応していただきたいということを出していますが、世の中、スマートメーターは、スイッチング支援とかいろいろ、こういう意味で非常にキーになっておりますので、こういうのもしっかりグリップしていきますし、なるべく早くスマートメーターの導入対応というのはしっかりやっていただきたいと思っておりますので、そこら辺も今後しっかり監視体制というか、みていかなければいけないということを特に大事にしていきたいと思っております。

○八田委員長　箕輪委員はよろしいですか。——それでは、ただいまご説明いただいた事務局による託送供給約款以外の供給条件の認可申請について、委員会として異論がない旨決定し、そして、今のただし書きとともに、本日付で経済産業大臣に回答したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

どうもありがとうございます。

それでは、2つ目の議題に移ります。電力広域的運営推進機関の予算の審査結果について、資料4に基づいて都築課長よりご報告をお願いいたします。

○都築ネットワーク事業監視課長　それでは、資料4をお開きいただければと思います。広域機関の来年度予算に関しては、先般の委員会におきまして審査方針をまとめていただき、本年3月4日付で監視委員会より電力広域的運営推進機関に対して、予算の状況について内容が確認できる資料の報告を求めています。提出されたものに基づきまして必要な審査を行いまして、本日もご報告する次第でございます。

主なポイントの部分をごらんになっていただければと思います。まず、審査方法でございますが、報告聴取に基づきまして提出された資料についてヒアリングを実施させていただきました。それに基づきまして委員会事務局として審査を行った次第でございます。

審査の結果でございますが、簡単にご説明を申し上げます。ここに書いてございますように、役職員の給与、退職給与、それから法定厚生費、その他の厚生費に係る費用の計上の適切性について確認をいたしております。これらにつきましては、先ほどの真に必要なものを着実にということ以前の問題として、原則として託送供給等約款の審査要領、それから査定方針との関係でも遜色のないものということ、それから、先ほどのように高度な人材を必要な形で確保していくのに十分なものということで確認させていただいた次第でございます。

続きまして、②の部分、運営経費等の部分です。広域機関のシステムの取得費用、ソフトウェアの改修費用、建物の賃借料、システムの保守管理や調査案件の委託費、水道光熱費や事務用品の消耗品費、役職員の旅費等が計上されていることになっております。これらにつきましては、委員会事務局として個別に一個一個のものについて確認させていただきましたが、必要以上のものが計上されている実態は見当たらなかったところでございます。したがって、こうしたことで確認ということで本日もご報告をする次第でございます。

なお、現在国会に電気事業法の改正法案がFIT法と一緒に束ねて出されておりますが、それが成立いたしましたら、来年のこの時期におきましては、経済産業大臣からの意見の求めに対応するような形でご審議いただくこととなりますが、現行法におきましてはそういった規定がないものですから、今回は報告聴取プラス確認というスタイルでやらせていただいております。経済産業大臣部局である資源エネルギー庁の認可はまだなされていな

いという状況でございますので、本日ご確認をいただき、ご了承いただけた場合には、資源エネルギー庁に対して本日の結果について申し伝える形として対応させていただきたいと思っております。

以上、ご確認よろしくお願ひいたします。

○八田委員長　それでは、ご質問、ご意見お願ひいたします。林委員。

○林委員　ありがとうございました。真に必要なものを着実にということで、しっかりみていただいたということで、この内容で問題ないと思っておりますので、今後もこういう形でしっかり必要なものを着実にやるということで、託送料金の原価としてうまく整合性がとれる形でしっかりやっていかなければいけないと思っております。

以上です。

○八田委員長　箕輪委員、よろしいですか。

○箕輪委員　はい。

○八田委員長　それでは、ただいまの予算の審査結果についてご報告いただいた内容を確認したということにいたしたいと思っております。どうもありがとうございました。

それでは、第3の議事に入らせていただきます。経済産業大臣から委員会に意見の求めがありました電力広域的運営推進機関の業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可について、資料5に基づいて都築課長よりご説明をお願ひいたします。

○都築ネットワーク事業監視課長　それでは、資料5をお開きいただければと思っております。資料としては非常に厚いものになっているので、要点をかいつまんでご説明させていただければと思っております。

まず、広域機関の業務規程、それから送配電等業務指針でございますが、前者、業務規程は、広域機関自身が行う業務の運営方法に関するものという位置づけでございます。それから、後者、指針につきましては、会員である全電気事業者が守るべきルールを中心に定めたものという位置づけになっておりますが、これらにつきましてはいずれも経済産業大臣の認可が必要ということになっております。こちらは先ほどの予算と違ひまして、大臣から当委員会への意見聴取規定がありますので、この手続きにのっとり、今回議題とさせていただきます。次第でございます。

この資料5のところには主なポイントということで書いてありますが、変更内容とその考え方につきましては、1枚めくっていただきまして、資料5-1を用いてご説明を申し上げたいと思っておりますので、そちらをお開きいただければと思っております。

まず、スライド1、表紙のページに変更のポイントを記してございます。一番わかりやすい変更点というのは下から2つ目みたいところで、改正電気事業法により、本年4月に事業ライセンスの変更が行われますので、これに伴いまして、端的には、一般電気事業とか特定規模電気事業とかそういう事業区分がなくなることに伴う改正が各所でございます。もうちょっと中身の話で申し上げますと、上の赤い囲みの部分のところにありますけれども、一昨年の国会で成立しました第2弾の改正電気事業法の改正内容を踏まえた事項、各種制度設計で、国の審議会、これはエネ庁等でなされているものなのですが、その議論を踏まえた事項、今回、本年4月に向けて広域機関のシステムが全面的に改められているわけなのですが、その運用開始に伴う事項などが主な変更点となっております。

それでは、スライドをめくっていただきまして、スライド2でございます。先ほど申し上げましたように、業務規程が広域機関自身の業務運営方法、それから送配電等業務指針が会員事業者が守るべきルールということでそれぞれ記しておりますので、業務を進めていく上では、両者にそれぞれ対応が発生する論点が多いため、改正事項というところをご覧になっていただきまして、左右両方に同じようなものが載ってきているというのは、そうした背景でございます。

スライド3に移らせていただきます。まず最初は、電源入札でございます。第2弾の改正電気事業法の規定に基づきまして、広域機関においては、本年4月の小売全面自由化に伴いまして、供給力確保のためのセーフティーネットとして、電源入札を実施の業務追加がなされております。日本全体として供給力が適切に確保されていれば、この入札は行わなくてもよろしいわけなのですが、需給力如何によっては非常に差し迫った状況が起り得るということで、こうした措置が手当てされているということでございます。この入札につきましては、当委員会としては、手続の公平性・透明性の観点、それから託送料金ひいては電気料金への影響という観点から、業務運営方法、あるいは入札ルールが適正なものであるかという点について審査を行わせていただきました。これがスライド3の下の部分でございます。手続等につきましては、これまで審議会で議論がなされてきているものであり、こうした内容を踏まえているということで確認ができております。また、確認している内容につきましては、右側の審査内容というところで、それぞれ該当する条項も含めまして書かせていただいている次第でございます。

続きまして、スライド4にまいります。電源接続案件の募集プロセスについての変更点でございます。電源設置に伴いまして、電源線等の送配電設備の設置、増強等が必要にな

ってまいります、ある電源の設置に伴いまして、同時期に設置される他の電源開発案件も募っていくことにより、ネットワークの効率的な設備形成に資することとなる場合があります、こうした点をルール化したというものでございます。この点につきましても、下のほうにございますように、手続の公平性・透明性の観点、それから託送料金への影響という観点から審査を行ってございます。

続きまして、資料のスライド5にまいります。電源のリプレースを取り上げております。電源のリプレースに伴い、その電源のスペック等に大きな変更がなければ、既存の設備に関係する送配電設備がそのまま使えるため、新規の電源設置に比べると非常に有利になるという可能性がございます。例えば、リプレース案件のそばで新規電源設置があるような場合には、同様の時期の電源計画であるにもかかわらず有利不利が発生するということが起こり得るということで、こうした場合には両方で負担をできるようにするための手続き・ルールが必要という趣旨でございます。これも手続の公平性という観点から審査を行わせていただいております。

続きまして、スライド6でございます。今後、一般送配電事業者は、必要となる調整力を公募により確保していくということになります。公募の際には、必要となる調整力の要件、それから公募スケジュール等を定めた公募の実施要領を作成し、それに基づいて募集を行っていくことになります。今回の指針の改定におきましては、こうした点を「箱」として用意をしていくイメージになります。では、この「箱」の中身の部分につきましては、例えば、必要となる調整力のスペックについては、現在広域機関で検討が進められているところでございます。また、手続につきましては、当委員会で今後議論をいただきます。

それから、スライド7に移らせていただきます。優先給電ルールについてでございます。例えば軽負荷期におきましては、エリアの需給バランスを維持する一般送配電事業者にとって、下げ代の調整力が不足する場合がございます。下げ代の確保のために運転中の電源に出力抑制が必要となる場合がございます、このときにどの順序で抑制指令を出していくのかということが論点になります。こうした点につきましてルール化しているというものでございます。従来は、大きくは、一般電気事業者が自身の電源の抑制を行って、その後で他人の電源を抑制していくというスタイルになっておりましたが、今般の事業ライセンスの変更、それから再エネの最大限の導入拡大という政策とも整合しつつ、自社、他社の区別ではなくて、電源のキャラクターに対応した順序で出力抑制を行うこととなります。この点につきましては、エネ庁側の審議会等で、これまでに、縷々議論がなされてきまし

て、今般、議論の結果をルールとして文書に落としただけでございます。

それでは、次のページに移っていただきまして、その他の主な変更点ということでございます。

1点目は、計画値同時同量の導入に伴いまして、事業者が提出すべき計画の内容、タイミング、提出方法等を定めたものでございます。

2点目でございますが、再エネの導入拡大その他の事情により、一般送配電事業者単独では周波数調整力が不足する場合に、連系線の運用管理値を可変にすることによって広域調整を行うシステムを導入することとなっております。こうしたところの運用実務、それから事業者が守るべきルールを定めた点というのが2点目でございます。

3点目でございますが、もっと一般的に広域機関のシステム自体が新しくなると先ほど申し上げましたが、これに伴って、情報の提出・集約等取扱いについてのルールでございます。

4点目でございます。スライドでいくと9番になりますけれども、ここにつきましては、広域機関においてスイッチング支援のシステムが構築されております。こうした点に伴いましてシステムの運用とルールを定めている点でございます。

5点目でございますが、電力系統の空容量等の情報につきまして、系統情報の公表の考え方という指針が出されております。これに基づきまして、広域機関及び各一般送配電事業者が行うべき情報開示等のルールにつきまして、改革の進展、それからシステム開発を踏まえまして、順次内容が改められております。こうしたステップ・バイ・ステップの見直しに対応するような形でルールを定めております。

主な点は以上でございますが、資料においてもお示ししているように、当委員会としては公平なネットワーク利用、それから低廉な送配電サービスの実現という視点からみていくこととなりますので、こうした点から審査を行いまして、内容的には妥当なものであると考えております。資料5-2がその次のページにあります。こちらについては業務規程に関するものであります。それから、大分飛びまして、資料5-7は送配電等業務指針の変更認可に関するものであります。いずれにおいても、経済産業大臣からの意見の求めに応じまして、認可に異存なしと回答する方針でよろしいかという点についてお伺いする次第でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○八田委員長　ありがとうございます。それでは、ご意見、ご質問お願いします。林委員。

○林委員　　ありがとうございました。公平なネットワーク利用ということで、公平性・透明性並びに託送料金への影響ということでしっかり審査していただいたということで、この内容については問題ないと思っております。

ただ、1点だけちょっと、この話と少し関連するところなのですが、資料5—1の6ページですか、調整力の公募で、さっき都築課長からちょっとお話がありました、今後、調整力の公募を箱として用意して、調整力のスペックは広域機関が出す、それで手続は当委員会を進めるということでございます。調整力のスペックをしっかりと広域機関を出していただかないと、我々自身の手続も進まないということで、これは先ほどありましたけれども、ネットワークの公平利用と、あと調整力もネガワット、ポジワットありますので、イコールフィッティングの観点でそういうのをしっかりやっていくということだと思っておりますので、ぜひここはまたしっかり。

というのは、少しスピード感をもってやらないと、例えば、2017年ネガワット取引とか2020年リアルタイム市場とかいろいろある中で、公募の用件が実際の実ビジネスとか実安定供給に非常に大切な影響を与えますので、そこら辺、非常に大変だと思っておりますが、スピード感をもってやっていただきたいと思っております。

○八田委員長　　箕輪委員。

○箕輪委員　　ありがとうございました。審査の結果については特に異論ございません。資料5—5のほうでかなり詳細な広域機関の業務規程も決まりまして、広域の役割としては、やはりこれから非常に大きな役割をもたれると思うので、これに従って運営していただければと思っております。

○八田委員長　　ありがとうございました。私はこれを最初みたとき、資料5—1のスライド3の広域機関電源入札について、これがそう簡単に行われてはまずいと思っていたのですが、実際、規程をみて、中立的な委員、有識者などに判断してもらうということが書いてあるのです。これは一種の伝家の宝刀なので、それをやる前にきちんとネガワット入札もやるし、それから当日の調整電力などもきちんと整備するということがまずは大前提であると思っておりますから、こういう伝家の宝刀を抜かなくて済むように、市場の整備をまずは急いでやるべきなのではないかと思っておりました。はい。

○都築ネットワーク事業監視課長　　ご指摘ありがとうございます。まず、林委員からお話のございました調整力の公募の話でございますが、公募調達の方針は既定路線になっておりまして、どのタイミングでどのようにやるのかということだと思っておりますが、将来的に

は2020年の送配電部門の分社化を控えており、この段階では、不可避的に調達という概念が登場します。もちろん、その場でいきなり五体満足に運用がなされるというわけにはいかないと思いますので、やはりステップを踏みながら適切にやっていく必要があるかと思えます。

それから、最後の電源入札の話とも関係するのですが、今回の電力システム改革の基本的なコンセプトの中には、要するに供給力とか、調整力も含めてなのですけれども、とにかく電気を欲しい人がいれば、欲しい人の分だけ供給力で全部カバーするという考え方はなくて、需要側の対応とかも促していきやすい形にシステムを変えていきたいと思いますというのが大きな考え方になっております。そういったところも踏まえまして対応していくということが重要であると考えておりますので、またそれにつきましては準備をさせていただきまして、ご審議をいただければと思っております。

それから、委員長から最後にございました電源入札の話でございしますが、供給力の不足ということは自由化の中であり得る話ではございますが、健全な市場がきちっと機能していれば、例えば卸電力市場であったり、それから将来的にはまだどのようになるのかわかりませんが、容量メカニズムとか、そういった市場原理の中で価格がうまく動くことによって、必要な電源開発投資というものがなされるはずだという考え方はございます。そうした価格メカニズムとの関係も意識しながら、この制度は運用されていくものだと考えております。今回の電源入札の業務追加につきましては、何らかの事情でそこにタイミング的なミスマッチとかがどうしても生じ得るような場合に備え、セーフティーネットとして用意させていただいている制度でございまして、改正電気事業法の2弾目の法改正のときにも、この部分というのは立法府も含めて大きな議論になった点でございしますので、そういった形で準備をさせていただいているものでございます。したがって、委員長からご指摘のございました点についても留意をして、関係当局ともこの運用についていろいろと相談をしてみたいと思えます。

○八田委員長　ありがとうございます。それでは、広域機関の業務規程等の変更認可について、委員会として異論ない旨決定して、本日付で経済産業大臣に回答したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

どうもありがとうございました。

それでは、本日予定していた議事は以上ですけれども、委員の皆様、ほかにございませ

んか。

(「なし」の声あり)

ないようでしたらば、事務局、岸課長より連絡事項があればお願いします。

○岸総務課長 次回日程につきましては、改めてご連絡申し上げたいと思います。

以上です。

○八田委員長 どうもありがとうございました。これで閉会といたします。

——了——